

天草市封筒広告掲載要領

1 趣旨

この要領は、天草市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が使用する封筒への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体

広告を掲載する封筒は、次のとおりとする。

- （１）市役所が事務用で使用する共通の封筒（以下「共通封筒」という。）
- （２）証明などの書類を入れるために市民課や各支所などの窓口で使用する封筒（以下「窓口封筒」という。）
- （３）各種通知書等を送付する窓あき封筒（以下「窓あき封筒」という。）

3 広告取扱者

広告の募集・取りまとめ、広告原稿の事前確認・校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務は、広告取扱者に取り扱わせることとする。ただし、広告（広告主）の募集については、市ホームページなどでも広く呼びかけることとする。

4 掲載方法等

- （１）掲 載 方 法：広告掲載については、広告付きの封筒の提供により行うものとする。
- （２）広告掲載料：封筒の提供（現物納付）により行うため、市への広告掲載料は発生しない。
- （３）経 費 等：封筒の作製に係る経費は、広告取扱者が負担するものとする。

※広告主は、広告取扱者へ（広告掲載料など）支払いが生じることとなる。

5 封筒の規格

封筒の規格は、それぞれ次のとおりとする。

- （１）共 通 封 筒：長形３号（サイズ 12 cm×23.5 cm）及び角形２号（サイズ 24 cm×33.2 cm）
- （２）窓 口 封 筒：角形２号（サイズ 24 cm×33.2 cm）
- （３）窓あき封筒：ワックス窓封筒（サイズ 12cm×23.5 cm）

6 広告の規格

広告の規格は、それぞれ次のとおりとする。

（１）共通封筒

①広告スペース：封筒の裏面に、次のとおり設けることができる。

ア）長形３号 最小で 10 cm×16 cm

イ）角形２号 最小で 25 cm×18 cm

②印刷色：１色とする。

③広告スペース内に複数者の広告を掲載することができる。

(2) 窓口封筒

- ① 広告スペース：封筒裏面に、次のとおり設けることができる。

最小で 25 cm × 18 cm

- ② 印刷色：1 色（封筒の表面の文字と同色）とする。

- ③ 広告スペース内に複数者の広告を掲載することができる。

(3) 窓あき封筒

- ① 広告スペース：封筒の裏面に、次のとおり設けることができる。

最小で 6 cm × 20 cm

- ② 印刷色：1 色とする。

- ③ 広告スペース内に複数者の広告を掲載することができる。

※その他共通事項として、次の文言を必ず表示するものとする。

「この封筒は、広告主により作成されました。地域経済の活性化と自主財源の確保のために
広告を掲載しています。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。」

※封筒裏面のレイアウトについては、初回納入前に市に確認すること。

7 広告の範囲

封筒に掲載する広告の範囲については、要綱及び天草市広告掲載基準に定めるもののほか、次に掲げる内容及び業種については、掲載しない。

- (1) 販売期間等の期日の表示
- (2) 墓地及び墓石関係事業
- (3) 葬祭関係事業

8 封筒使用期間

仕様書において定める納入枚数を使い切るまで

9 その他

この要領に定めるもののほか、封筒に係る広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。